

愛知県融資制度手続等一覧

平成30年4月1日現在

制度名・資金名		略称	融資対象	
小規模企業等振興資金	通常資金	振	従業員50人(商業・サービス業30人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人、NPO法人	
	小口資金	振小	従業員20人(商業・サービス業は政令特例業種(注)を除き5人)以下の会社、個人、企業組合、医療法人等(注:宿泊業と娯楽業は20人)	
一般事業資金		一般事業	中小企業者	
中小企業組織強化資金		短期資金	商工中金の融資対象資格がある組合	
サポート資金	セーフティネット		環セ80	中小企業信用保険法第2条第5項第5号、第7号、第8号の認定を受けた中小企業者
			環セ100	中小企業信用保険法第2条第5項第1号、第2号、第3号、第4号、第6号の認定を受けた中小企業者
	経営あんしん	(売上減少) (関連倒産防止)	環経	最近3か月間の月平均売上高が、前年同期に比べ3%以上減少している中小企業者 県認定倒産企業に対して売掛金の債権が50万円以上又は取引額が全取引額の20%以上の中小企業者
			環特	最近3か月間の月平均売上高総利益(粗利益)が前年又は2年前同期に比べ3%以上減少している中小企業者
	経済対策特別		環条	返済条件の緩和を行っている既存の信用保証付き融資を借り換え、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
	条件変更改善		環条	返済条件の緩和を行っている既存の信用保証付き融資を借り換え、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
	パワーアップ資金	(貿易振興)	環企質	製造業又は卸売業を営む中小企業者で輸出品の製造、加工、集荷又は輸入を行う者
			環企新	中小企業等経営強化法に基づく経営革新計画の承認を受けた中小企業者
			環企向	中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けた中小企業者
			環企力	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者
			環企技	新技術の導入や研究開発、先端技術設備の導入を行う中小企業者
			環企転	事業転換を実施する中小企業者
			環企労	労働力確保法に基づく改善計画の認定を受けた中小企業者
			環企F	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進を図る中小企業者 愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受けた中小企業者
			環企女	あいち女性輝きカンパニーの認証を受けた中小企業者
			環企エ	環境負荷低減設備を導入し、省エネに取り組む中小企業者 公害を防止するために必要な施設等の設置及び改善等を行う中小企業者 現在地で公害を防止することが困難なため工場等を移転し、移転先(県内に限る。)で公害を防止するために必要な措置を講ずる中小企業者
			環企魅	活性化モデル商店街の指定を受けた中小企業者又は指定を受けた団体に所属する中小企業者
			環企光	観光振興のためのイベントや設備投資を行う中小企業者
			環企防	防災のための施設・設備の設置及び補強等を行う中小企業者 事業継続計画(BCP)を策定、実施する中小企業者
			環企海	海外販路の開拓や海外向け新製品の開発など、海外展開に係る次の事業に取り組み、将来的に県内事業所の事業規模や雇用の維持・拡大を目指す中小企業者(県内事業所の全てを廃止する場合を除く。) ① 外国における支店、工場等の設置又は拡張に係る事業 ② 出資割合が10%以上となる外国法人の発行に係る株式又は出資の持分の取得 ③ 出資割合が10%以上である外国法人の発行に係る証券の取得又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付 ④ 海外直接投資の事業実施に必要な従業員教育 ⑤ 海外直接投資の事業実施に必要な調査 ⑥ 海外への販路拡大に係る見本市、商談会への参加 ⑦ 直接輸出入に係る事業 ⑧ 海外向け新製品の開発等、その他海外展開に係る事業(上記に該当する事業を除く。)
			環企補	国(独立行政法人等を含む)、地方自治体及び(公財)あいち産業振興機構から、県内の事業に係る補助金の交付決定を受けた中小企業者
	環企立	工場適地等に立地しようとする製造業、物流業、ソフトウェア業又は情報処理サービス業を営む中小企業者		
	環企未	地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた中小企業者		
	環企設	機械・装置、工具・器具・備品等の新設、増強、改良又は補修等を行う中小企業者		
	環企C	新たな取組に挑戦し、そのために必要な資金の一部をクラウドファンディングにより調達する中小企業者		
環企別	取扱金融機関ごとに別に定める中小企業者			
創業等支援資金	環企創	以下のいずれかに該当する創業者又は創業者である中小企業者 ・事業を営んでいない個人が、1か月(6か月)以内に個人で又は2か月(6か月)以内に会社に設立し、事業を開始すること ・中小企業者である会社が新たに会社を設立すること ・事業を営んでいない個人が事業を開始後5年を経過していないこと ・会社が設立した中小企業者である会社で設立後5年を経過していないこと ※()内は、認定特定創業支援事業の支援を受けた場合に限る。		
	環企協	環企協		
	環企C	環企C		
再生・事業承継支援資金	再生	環再	愛知県中小企業再生支援協議会の支援を受けて再生計画を策定した中小企業者	
		環再二	愛知県中小企業再生支援協議会の支援を受けて、産業競争力強化法に基づく中小企業承継事業再生計画の認定を受けた中小企業者	
		環再サ	愛知県中小企業再生支援協議会等の指導又は助言を受けて作成された事業再生計画に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	
	事業承継	環承	事業承継前に、事業承継計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者 事業承継後に、事業承継を契機とした経営状況等の変化に対応するため、事業計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者	
		環承経	中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者又はその代表者	
		環承N	あいち事業承継ネットワークの支援機関等の支援を受けて、事業承継計画若しくは事業計画を策定し、計画の実行に取り組む中小企業者又は中小企業経営承継円滑化法に基づく認定を受けた中小企業者若しくはその代表者	

必要性	事前認定等		計画書の添付	信用保証	利用保証制度	責任共有制度	掲載ページ
	様式等	申請先等					
—	—	—	—	—	一般保証	対象	
—	—	—	—	必要	小口零細企業保証	対象外	
—	—	—	—	必要	一般保証	対象	
—	—	—	—	—	—	—	
要	特定中小企業者として市町村長の認定を受けた申請書	各市町村商工担当課	—	必要	【別枠】経営安定関連保証	対象 対象外	
要	様式1	取扱金融機関	—	必要	一般保証		
要	様式2	取扱金融機関	—	必要	一般保証		
要	様式5	取扱金融機関	—	必要	条件変更改善型借換保証	対象	
要	認定経営革新等支援機関の支援を受けて申込人が策定した事業計画	認定経営革新等支援機関(国の認定を受けた税理士・金融機関等)	—	必要	一般保証		
—	—	—	要(様式6)	選択	【別枠】経営革新関連保証		
要	主務大臣又は知事の承認を受けた経営革新計画	県中小企業金融課 設備導入資金・貸金業グループ(とりまと)	—	必要	【別枠】経営力向上関連保証		
要	主務大臣の認定を受けた経営力向上計画	中部経済産業局 産業振興課 経営力向上室 等	—	必要	経営力強化保証	一部対象	
要	認定経営革新等支援機関の支援を受けて申込人が策定した事業計画	認定経営革新等支援機関(国の認定を受けた税理士・金融機関等)	—	必要	一般保証		
—	—	—	要(様式7)	選択	【別枠】労働力確保関連保証		
—	—	—	要(様式8)	選択	一般保証		
要	知事の認定を受けた改善計画	県労働福祉課 労働相談グループ	—	必要	【別枠】労働力確保関連保証		
—	—	—	要(様式9)	選択	一般保証		
要	県の登録証、一般事業主行動計画	県労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ	—	必要	一般保証		
要	県の認証書	県男女共同参画推進課 女性の活躍促進グループ	—	必要	一般保証		
—	—	—	要(様式10)	選択	一般保証		
要	様式11	県環境政策課 又は各県民事務所等環境保全課	—	必要	一般保証		
要	様式12	県商業流通課 商業指導グループ	—	必要	一般保証		
要	様式13	(一社)愛知県観光協会	—	必要	一般保証		
—	—	—	要(様式14)	選択	一般保証		
—	—	—	要(様式15の1) (様式15の2) 要(様式15の3) (様式15の4) (様式15の5)	選択	一般保証 【別枠】海外投資関係保証(融資対象①～⑤) 一般保証(融資対象⑥～⑧)		
要	補助金交付決定書及び補助金交付申請書	国(独立行政法人等を含む)、地方自治体及び(公財)あいち産業振興機構	要(様式16)	必要	一般保証		
要	様式17	県産業立地通商課 立地推進グループ	—	必要	【別枠】地域経済牽引事業関連保証		
要	主務大臣又は知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画	認定経営革新等支援機関	—	必要	一般保証		
—	—	—	要(様式18)	選択	一般保証		
—	—	—	別に定める計画書	選択	一般保証		
取扱金融機関ごとに別に定める。							
—	—	—	要(様式19) (環創Cの場合)別に定める計画書	必要	【別枠】創業関連保証 創業等関連保証	対象外	
要	様式20	愛知県中小企業再生支援協議会	—	必要	一般保証	一部対象	
要	主務大臣の認定を受けた中小企業承継事業再生計画	愛知県中小企業再生支援協議会	—	必要	【別枠】中小企業承継事業再生関連保証	対象	
要	愛知県中小企業再生支援協議会等の指導又は助言を受けて作成された事業再生計画	愛知県中小企業再生支援協議会等	—	必要	【別枠】事業再生計画実施関連保証	一部対象	
—	—	—	要(様式21) 要(様式22)	選択	一般保証		
要	知事の認定書	県中小企業金融課 経営支援・調整グループ	—	必要	特定経営承継関連保証 【別枠】経営承継関連保証 一般保証、特定経営承継関連保証 【別枠】経営承継関連保証	対象	
要	様式23	—	—	必要	一般保証		